金田地区市政懇談会 会議録

日 時:令和6年7月22日(月)午前9時30分~午前11時

会場:大田原市役所 市民協働ホール

<u>懇談テーマ1【自治会活動の支援について】</u>

「市政と地域を結ぶパートナー」であり、地域コミュニティの根幹をなす自治会への加入率の低下傾向に歯止めがかからない。

市、市区長連絡協議会に自治会活動活性化の支援をお願いしたい。

【回答】

懇談テーマである「自治会活動の支援活性化」の「自治会会員の優待制度」について、 事例に挙げられている「宮パス」については、地元協賛店において自治会会員がサービス を受けることができる、宇都宮市自治会連合会が取り組む「福利厚生制度」であり、令和 3年5月に運用が開始されている。令和6年5月1日からは、第2期の取り組みが始まり、 宇都宮市の令和6年度当初予算においても、「宮パスを活用した魅力創出キャンペーンの 実施」に対する当初予算(1,600万円)が計上されている。

本市においては、これら宇都宮市での取り組み事例をはじめとする他の自治体の取り組み事例について、大田原市区長連絡協議会とともに調査研究を行い、費用対効果等も含め、本市における有効な取組についての検討を行ううえでの参考とさせていただきたいと考えている。

次に、「アドバイザーの派遣」について、各自治会でアドバイザー派遣を希望される場合には、「とちぎボランティアNPOセンター」のアドバイザー派遣事業を検討していただくことが考えられる。とちぎボランティアNPOセンターに直接お問合せいただくか、市にご相談いただきたい。

また、自治会会計事務については、自治会役員業務の負担軽減として、総会などで会員の了承を得て、各自治会の費用負担により外部委託等を行うことは可能と考えている。

現在、自治会をはじめとする地域における活動主体に対し、市が支援を行いながら、地域活動を実施していただいている。人口減少、高齢化によって、地域活動の継続が困難になるケースも起こりうるので、その際には各自治会からご相談いただければ、市も共に考えていきたい。最終的に地域のみでは対応できない課題に対しては、行政が対応するよう努めていくが、地域の皆様には、自助・互助(共助)という意識をお持ちいただき、人口が減少しても持続可能な地域づくりにご協力いただきたい。

【再質問】

自治会加入率の低下の要因として、価値観の多様化や生活スタイルの変化、特に高齢化の進行、種々挙げられるが、特に若い世代の方は、メリットがないなどの意識が強いのではないか。金田地区においても、加入率が年々低下しており、本年度は52.1%、2世帯に1世帯しか自治会に加入していない。地域的な課題ではあるが、数字が示しているようにこれは全国的な問題であると思う。

このような状況が続くと自治会の運営も困難になるため、行政や区長連絡協議会においてもそれぞれの自治会に支援策を講じていただければと思う。

令和3年に自治会に関するアンケート調査を区長連絡協議会で実施したが、活動費の助成、市民の意識啓発、人材の育成などが出ている。市行政においても、これらの要望が出ているので、できる限り支援していただきたい。

【回答】

自治会の加入率の減少については、毎年大田原市全体でも約1ポイントずつ減っている。 先ほど自治会長から話があったように、新しく入ってきた方や若い方などはなかなか自治 会に加入していただけない。また、新しい流入人口がないところは、高齢化が進んでなか なか自治会が維持できないという、2つの傾向がある。

人材育成や助成などについては、区長連絡協議会でいろいろな意見を聞きながら、少し でも加入率が上がるような政策を取り入れていきたいと考えている。

例えば他の地区からの質問で、そもそも自治会の存続ができないというような状況がもう目の前に迫っており、さらに高齢化によって堀さらいや草刈りなどもできない。しかしやってもらわないと維持できないという話をすると、それでは自治会を抜けると。そうしているうちに全部自治会を抜けることになってしまった場合はどうすればよいのかという質問があった。そこで市としては、そのような状態にならないように、まずは自治会の中で様々な方策を考えていただき、どうしても市の支援が必要になった場合は、市としても支援をしていかなければならないと回答させていただいた。

栃木県内では、自治会加入率が約8割を超えている市町がある。県の栃木県自治会連合会があるので、そこを通じて、なぜ高い加入率が維持できているのかという情報収集に努めつつ、市としても区長連絡協議会と話し合いながら、どのような施策ができるかを引き続き検討していきたいと考えている。

【再質問】

もう1つお願いしたい点がある。自治会の運営について理解していただくため、昨年区長連絡協議会と保健委員会の合同研修会で講師の先生を呼んでいただき、大変貴重な講話をしていただいた。自治会長の交代が多い中で、そのような意識づけのためにも、また機会があれば講話を開催していただければと思う。

【回答】

今年度も研修会を予定している。講師等については、役員会で協議していただき、現状 に詳しい方をお招きして、研修会等を実施していきたい。

懇談テーマ2【学校周辺の環境改善について】

- ① 市野沢小学校付近の道路整地について
- ・既に学校南側の小滝1号線の整地については、要望書提出済だが、木が鬱蒼としており、 大型バスも通れなくなっている。また、子供達も通学路としているが、暗い場所で怖がっ ているので、木の伐採をして、大型バスも通れる様にしてほしい。
 - ※小学校でバス活用時は、金田北地区公民館まで歩いている。
 - ② 2019年台風19号の影響で堀が氾濫し、市野沢小学校の西側団地内で床上浸水箇所があったが、その後の対応策について、計画案等があればお示しいただきたい。
- ③同じ堀の南側の直角の水路は、奥に隧道の個所がある。入り口に柵もなく子供達も遊んでおり、万一流された場合は出られなくなる。柵を設置し、安全対策を講じてほしい。

【回答】

①市野沢小学校付近の道路整地について、民地における森林については個人の財産であり、管理も所有者となるため、樹木や枝葉の伐採については所有者が行うこととなる。

道路拡幅に関する要望については、木の伐採が必要となるかもしれないが、現状の道路 幅員でバスの通行も可能であるため、現在のところ拡幅は考えていない。

しかしながら、現状が、大型バスの通行に支障があるとのことであれば、道路管理者が、 土地所有者へ適正に樹木を管理するよう文書で通知し、指導していく。

なお、学校南門の市道小滝1号線の幅員は3.5mから3.8mあり、一般的な大型バスの幅員はおおむね2.5mであることから、通行は十分に可能であると考えられる。

さらに、現在の市野沢小学校校庭は、地質が柔らかいため雨が降るとぬかるんだ状態になり、実際にバスが入った場合荒れてしまうという懸念事項もある。これは、東日本大震災発生に伴い、放射性物質の低減を図るため、校庭の土の入替えを行った影響と考えられる。過去には、雨の中で消防団の操法競技大会が開催された際に多くの消防車が乗り入れたことにより、校庭がひどく荒れてしまったこともあった。特に校庭の南側は、まとまった量の雨が降ったときは水はけが悪くなるとの報告も受けている。

今後、バスを南門から校庭に入れるようにするには、校庭の改修等が必要になるかと思われる。修繕について、方法や費用等を検討の上、遠足等行事の際のバス利用についてあわせて検討をしていく。

②市野沢小学校の西側団地内の浸水対策について、この地区は、令和元年10月に発生した台風19号をはじめ、平成27年7月、平成24年5月、平成23年9月と過去4回、大きな浸水被害を受けている。

当地区の浸水被害を解消するため、令和4年度から令和5年度にかけて、ライスライン 北側で整備された圃場整備金田北部2期地区からの流入量や団地に隣接する土水路、南側 で整備された圃場整備金田北部3期地区で設置した水路それぞれの断面を調査した。

その結果、ライスライン北側の金田北部2期地区からの流量に対し、ライスラインに埋設されているボックスカルバート、及び団地に隣接する土水路の断面が不足していること、土水路が直角に接続されている箇所の構造、南側の金田北部3期地区の水門、水路の構造などが原因となり、雨量が多くなるとライスラインに埋設されているボックスカルバート付近、ライスラインから団地までの区間で水路が狭くなる箇所、また浅くなる箇所、南側の金田北部3期地区の水門付近でも溢れることが分かった。

今後、団地付近の浸水被害を解消する対策として、ライスライン北側の金田北部2期地区からの流量抑制や土水路の改修等が必要となるため、関係機関との協議を行った後に、 自治会長様をはじめ、関係する皆様にお知らせしたいと考えている。

③南側の直角水路の安全対策を行って欲しいとのご要望について、この水路は、ライスライン北側の金田北部2期地区内から続いており、圃場からの排水路としての機能を有し、蓋のない開渠水路である。そのため、農繁期には上流側からの水量があるが、農閑期は水がなくなり、また、今後、浸水対策を予定しているので、注意喚起を促す看板の設置などで対応を考えている。自治会などでも、子供達が水路付近で遊ばないようご指導をお願いしたい。

【再質問】

まず①の小滝1号線については、地権者がありなかなかうまくいかないのが長年の課題 だった。

私たちが小学生の頃は、あそこを大型バスが通り、校庭から乗り降りしていた。今は金田北地区公民館まで歩いて、非常に大変なのではないかということで提案させていただいた。

小滝1号線が難しいとすると、学校の西側の品川堀のわきの道路が、馬の背のように平らではないので、あそこを整地すれば大型バスが通れるのではないか。しかし、学校の門が直角に曲がっていて狭いため、その辺の松の木が邪魔になるという話もある。それをもう少し広くするか松の木を伐採すれば、十分通ることができ、児童たちも歩かなくて済むのではないかと思う。その辺も併せてご検討いただきたい。

また、2019年の台風19号の影響で、以前よりかなり悪化しているので、引き続き お願いしたい。

水路の直角の部分は、何か看板をかけていただいて、その後は台風の対策のときに根本的に考えていただければと思う。

【回答】

1番目の品川堀の権利関係や周辺の関係は、調べないとすぐにはお答えできないが、中身については早速戻って現地を見させていただきたい。

2番目については、水路の改修がどうしても必要になる。水路の管理者や、地元の方の協力も必要になってくる。

3番目についても、その水量の流れる問題や管理の問題などもあるので、そのようなことも含めて今後検討していかなければならない。ただし看板については、注意喚起の意味で早いうちに対応させていただきたい。

【再質問】

西側の通りは、雨の日などは非常に混雑している。野球場のところがかまぼこ型になっているので、そこを行き来するのに混雑しているのだが、あそこだけ通学歩道がなく、子供たちは車が傾いている脇を通学している。山になっているので、ちょうどバックネットの辺りを見ていただければと思う。

できれば雨の日の7時半から8時ぐらいまでの状況を見ていただき、学校側の方に入って道を広げてもらえないかも検討していただければと思う。

【回答】

具体的に見てみないとわからないので、教育部と連携し、話を伺った上で現状を確認したい。

【再質問】

現在、金田北中学校区の北翔学園を中心に、父兄の方に通学路の危険箇所を調べてもらっている。そこで、関係のある区長や市にもお願いして、危険箇所を再度確認しようということで、学校運営協議会で話がまとまっている。学校関係から、危険箇所について区長はじめ市へ連絡が行くと思う。

【回答】

危険箇所について、今後学校運営協議会を通して学校教育課に挙がってくると思われる ので、現場の方も確認した上で対応できるところから対応していきたい。

また先ほどの、西側の道路の雨の日の状況についても、現場を確認したいと思う。

【再質問】

先ほどの水路に看板を設置することについて、子どもたちは看板を設置しても予測できないような行動をするので、やはり根本的に落ちないような対策というのが一番望まれる。 予算もあるだろうが、なるべく早めにやっていただけるようお願いしたい。

【回答】

お子さんは好奇心が強いと思うので、そのような対策も必要になってくると思われる。 ただし、市内の特に農業水路は、ほとんどのところが管理上の問題もあり開渠になってい る。蓋をしたり柵を作ったりすると、今度は中の管理ができなくなるので、そのバランス が非常に重要と思われる。

今回の件については、雨水排水対策を今後検討していく中で、現在のところ注意喚起の 看板を設置するが、地元の方も、お子様などに危険だということをご指導いただきたい。

【再質問】

1番について、以前市野沢小学校から、各地区内の自治会に対してこのような要望をしたいということで、陳情に対する同意の名簿集めがあり、私も同意するということで署名をした。おそらく市野沢小学校から行政に陳情書が挙がっていると思うのだが、陳情書に対してどのくらい上がってきたのかということと、それに対して行政側で、どのような判断をしたのか、お聞かせいただきたい。

【回答】

学校側からの陳情あるいは要望について、私の方では把握していなかったので、確認させていただきたい。

自治会からの要望ではなくあくまでも学校からの陳情要望ということに関しては、確認 させていただき、追って回答の方は差し上げたい。

【回答】

情報の行き違いがあるかもしれないが、建設部で受けたのはあくまでも地元からの要望 ということで、数十名の方の署名が入ったものが挙がってきている。

その中で現地を訪れ、現況がどうなっているかを確認し、現在木が鬱蒼としているという話になってくるのだが、バスが入るためには枝を切る必要がある。こちらについては地 権者の義務になってくるので、適正管理という通知の方法で対応していくことになった。

ただ、鬱蒼としているところを切るには、地権者の協力をいただかないと、市で勝手に切ることはできない。市としては、今後丁寧に地権者に説明し、事業をしていきたいと考えている。

懇談テーマ3【分譲地開発の地域への説明について】

地区内で農地が転用され、分譲地になった。開発を行う際、市の指導で業者は近隣住民 や自治会に対して説明会を行うことになっているが、何も行われておらず、すでに住宅が 建設されている。

近接地は田畑であり、農業機械の音や農薬散布、畦畔焼きなどが行われるので、苦情が 寄せられている。

業者が宅地購入者に対して、きちんとそのような説明を行っているのかもわからない。 市としてはどのように対応をしているのか伺いたい。

【回答】

分譲地開発の地域への説明について、分譲地開発を行うにあたっての手続き等については、都市計画区域と都市計画区域外によって規制対象となる開発面積が変わってくる。

なお、都市計画区域内となる、金田地区においては、3,000㎡以上になると都市計画 法に基づく開発許可、1,000㎡以上3,000㎡未満では大田原市開発行為等指導要綱 に基づく事前協議が必要となる。

開発許可又は事前協議にあたり、本市の場合、技術基準が審査の対象となる。開発区域 内外の道路、開発区域から排出される雨水や汚水の処理、緑地等の確保、宅地化に一定の 水準を保たせる事を目的とし、技術基準を満たせば許可又は承認を取得することができる 制度となっている。

いずれかの手続きが必要になった場合には、申請書類の添付書類として、大田原市開発 行為等指導要綱の規定に基づき、申請者は自治会長に対し、事前に開発行為等の内容を説 明し、説明した内容を記載した協議経過書を市長に提出させている。

また、国土交通省からの通達においても、周辺住民等の同意までは求めていないため、 協議経過書により手続きを進めている。

なお、法令等による手続きを要する開発地の場合でも、宅地購入者への説明については、 あくまで民事上の話となってしまい、都市計画法の許可や事前協議等では規制することは できないため、ご理解いただきたい。

しかしながら、今回のケースについては、法令等による手続きを要する開発地であるかどうか判断できないため、一度お話をお聞かせいただくことで、何等かの解決策が見つけられればと思うので、個別にご相談いただきたい。

【再質問】

回答では説明の義務はないとあるが、例えば事前に宅地業者から宅地の購入者に対し、 農業地域なので多少音がうるさいのはご承知おきくださいなど、一言でも伝えてくれれば いいのではないかと思ったところである。

現に、先日、中田原団地の横で朝草刈りをしていたところ、草刈りの音がうるさいと言われたことがあった。難しい問題ではあるが、行政の方でも、その辺のことを業者などにご指導いただきたい。

【回答】

このような開発等が行われて新たな人が入ってくると、今までの地元の生活のことを知らない中で入ってくるということで、そのようなトラブルについては、実際に市としてもいろいろ話を伺っている。

農家に限らず、新しく隣に店舗ができると、エンジンがかけたままでうるさいなどと言われることがある。開発にかかったところについては、まずは話を聞かせていただきたいと思う。どのようなトラブルかによってその対応の仕方も変わってくるので、法律上の問題ではなく、まずは話し合いなどの場を持って理解していただくということも必要になってくる。そのような場合には一度ご相談いただければ、関係各課に話をして、その問題解決に向けて少しでも対応できればと考えている。

【回答】

農業関係のお知らせとして、今週の土曜日から空中散布が始まる。そうすると自治会に もそのような苦情も寄せられるということだが、市にも寄せられる。

やはり性質上、朝やらないといけないものであることから、早いところでは5時頃から飛び始めると思われる。分譲地の近くの対応としては、無人ヘリだけではなく、ドローンを使うという方法もとっている。ドローンは、ヘリよりは音が小さいので、もし自治会の中で苦情があった場合、今年度すぐはできないが、来年からドローンでの空中散布というように、その場所のみ切り替えるということも可能である。少しではあるが苦情の低減になると思うので、ご承知おきいただきたい。

【再質問】

開発業者に開発の認可をするときの条件に、周辺が農家などの場合の内容を付加した認可をするなど、事前のアクションという形に繋げた方が、そのようなトラブルは少なくなるのではないかと思うので、検討いただきたい。

【回答】

どのような形でできるかは、これから検討させていただくが、都市計画法の開発許可については、法律に基づく許可になっている。法律上の建付け上、技術的基準というものがあり、大田原市は、非線引きの都市計画区域という位置づけになっている。その区域については、技術基準を満たせば許可を出さなければならないことになっている。

技術基準というのは栃木県で定めた基準で、民事上のトラブルになるような、例えば騒音などの基準というのは決めることができない。

しかしこのような問題が起こっているので、法律で縛るということはできないが、市内 で起こっているトラブルを事業者に事前に情報提供するということは可能だと考えている。

【再質問】

地域によってはその基準が適用になることもあるが、別な地区においてはまた別な環境条件がある。そのため市の条例などで、そのような民事上のトラブルがないよう付加する

部分を検討していただくことを希望したい。

【回答】

ご意見として受けさせていただきたいと思う。

【再質問】

私どもの地域にも、新たに分譲住宅が建つ予定で、今新築中が4、5軒あるのだが、まだ誰も住んでいない。

気になるのは、自治会に入るのかどうかである。自治会に入れば、コミュニケーションが取れるので、いろいろな問題を解決していけるが、隣は田であるため、先ほどの地区と同じようなことになるかもしれない。朝早くから草刈りなどいろいろな音が聞こえると、苦情になる部分もある。

そこで、転入の場合、挨拶を自治会長か班長にしてもらえないかという口添えをぜひお願いしたい。最初に転入がわかるのは市であり、自治会には全く情報がない。誰が入ってくるかわからない中でクレームを言われても、手の打ちようがないという部分もある。個人情報の問題もあるので難しいとは思うが、その辺の情報開示を何か考えていただければと思っている。

【回答】

今の話は、関係部署で何ができるのかというところになる。私どもも、誰が入ったかというところまでは把握できない。その開発についての許可までで終わるので、そのあとは販売業者と個人の話になる。

どのようなことができるかは、検討させていただきたい。

【再質問】

転入が最初にわかるのは、行政側だと思うが、窓口は何課になるのか。

行政から自治会長に、加入促進をお願いしますという課題が与えられているように我々は感じている。転入の際、自治会長はこのような方ですという言葉を添えて、自治会のメリットが書いてあるパンフレットを市民課で渡していただき、我々のフォローもするということをぜひお願いしたい。

【回答】

転入が最初にわかるのは、市民生活部の市民課である。

【回答】

転入の際には、「自治会加入のお知らせ」という、自治会に加入するとこのようなメリットがあるなどを記載したチラシを渡している。

その他

【質問】

自治会加入というテーマで、最近、自治会には加入してくれるのだが、組、班に入って くれない方が増えてきた。ゴミステーションだけ使いたいので自治会は入るが、役員が回 ってくるため、組班には入らないということである。

そのため、今まで広報紙や回覧を組にだけ配っていたが、自治会に入っている個別のお宅にも配ることになり、配る回数が増えてくるということがあった。このことを認識して

もらいたいと思い、発言させていただいた。

【回答】

自治会費を払うが班や組に入らない人が多いことについては、区長連絡協議会の役員会等で、そのような事案等について各自治会の状況などを情報交換し、その対応を情報共有していきながら、どういう対策をしていけばよいか検討していきたい。

【再質問】

私の自治会では、班に入ってから自治会に入ってもらうことにしている。自治会長のところに直接行って自治会に入ったという形になると、区長がお金を集めたり広報を配ったりなど全てやらなければならない。そうならないように、必ず班に入ってから、班長が自治会長の方へ来るという形にすればいいのではないかと思う。

また、区長会長と会計は、5月に市へ有害駆除の申請をして補助金をいただいており、 金田では30アール以上の人には補助金を出している。

今までは、猟友会が始まる前に補助金を渡していた。年々農家ではないという人が増え、 これからどんどん減っていくと補助金が出せなくなるので、来年度は減額しようかと会計 と話している。どんどん補助金が減っているので、市で5月の科目上の有害駆除の方は、 もう少し考えてもらえないか。

金田だけではなく大田原全体になってくるので、なかなか改革はできないと思われるが、金田では今年から4月と6月にサギの駆除が始まっており、猟友会へ支払いをしている。そのような方法で5月についても市の方で考えてもらい、その方がいいという形になったら、5月もそのような形でやってもらえればいいのかなと思う。猟友会の人の手間賃もガソリン代も何にもなく、ほとんど赤字ボランティアなのではないかと思っている。

農家が減っていくと補助金ができなくなってしまうので、お願いという形で、猟友会の 会長といろいろ話してもらえばと思っている。

【回答】

一昔前はあまり見なかったサギが増えており、木が高いところではあちこちにコロニー等を作って、田だけではなくいろいろな場面で迷惑をかけているということで、猟友会の方も、それにかかる出役がかなり増えている。補助金の話だが、一方で猟友会のメンバーも高齢化しており、銃の免許を取って銃を保存しておくというのはかなり難しいものであることから、市もその辺の補助も行っているのだが、増えていない。今の区長の話は、地元の補助金の話だが、担当課が農林整備課になるので、現状を把握した上で何ができるか検討していきたい。もうしばらくお待ちいただきたい。